

葉山町生ごみ処理機等交換用基材購入費用助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機等の継続使用に必要となる交換用基材の購入にあたり、その費用の助成を行うことによって、町内における生ごみ処理の普及強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、生ごみ処理機等交換用基材（以下「基材」という。）とは、町が推奨する生ごみ処理機等の継続使用に適合する基材で、町が必要と認めたものをいう。

(対象)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、町内に住所を有し現に居住する者であって、基材を使用して自宅で生ごみ処理機等を継続して使用する意思のあるもの（法人を除く。）とする。

2 助成を受けることができる基材の個数は次表に定めるものとする。

基材の種類	1世帯につき1年度
手動式生ごみ処理機交換用チップ「ソルビオ」	2組まで
生ごみ処理剤（EM菌入りボカシ）	3袋まで

(申請及び引渡し)

第4条 この要綱による助成を希望する者は、生ごみ処理機等交換用基材購入助成申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において、速やかに基材の引渡しを行うものとする。

(負担金)

第5条 前条の規定により基材の引渡しを受ける者（以下「取得者」という。）は、次表に定める個人負担金を町に支払うものとする。

基材の種類	個人負担金額
手動式生ごみ処理機交換用チップ「ソルビオ」	1組 3,000円
生ごみ処理剤（EM菌入りボカシ）	1袋 300円

(取得者の義務)

第6条 取得者は、引渡しを受けた基材を適切かつ有効に使用し、自宅における生ごみ処理を継続的に実施するよう努めなければならない。

2 取得者は、基材の使用状況等について、町が実施する調査に協力しなければならない。

(基材の返還)

第7条 町長は、取得者が虚偽の申請その他不正な行為により、基材の引き渡しを受けたときは、当該基材を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の葉山町生ごみ処理機等交換用基材購入費用助成事業に関する規定は、この要綱の施行日以降の申請分について適用し、施行日前の申請分については、なお従前の例による。